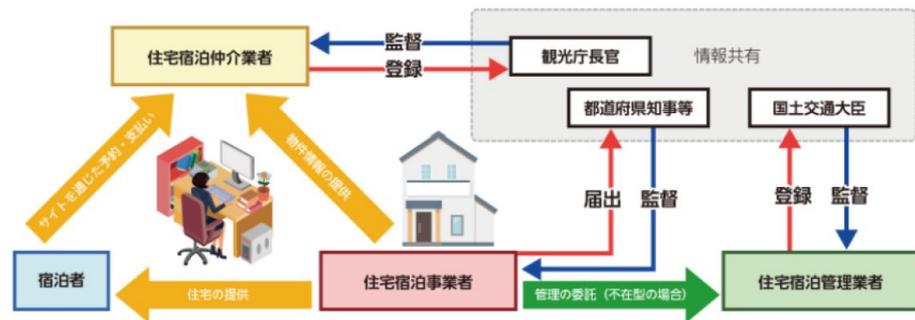


レ・シャトー泉崎 民泊運用について

レ・シャトー泉崎は、那覇での都市生活を快適かつアクティブに楽しむための特色ある共用施設が整ったマンションです。
また、資産としての価値を活かし、収益を生み出す民泊としての運用もご提案しています。

民泊新法では、制度の一体的かつ円滑な執行を確報するため、「住宅宿泊事業者」、「住宅宿泊管理業者」、「住宅宿泊仲介業者」という3つのプレイヤーが位置付けられており、それぞれにたいして役割や義務等が決められています。



住宅宿泊事業者と業務委託契約を締結し、年間 180日を上限に貸室提供することができます。また、マンスリーマンションのような1か月以上の賃貸借契約を組み合わせることが可能です。
※レ・シャトー泉崎は 4～9階のみ民泊運用が可能です。

住宅宿泊事業者

- ・旅館業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる、住宅宿泊事業を営む者をいいます。
- ・都道府県知事に届出が必要となります。人を宿泊させる日数は年間180日の範囲内となります。

住宅宿泊管理業者

- ・住宅宿泊事業者から委託を受け、報酬を得て、住宅宿泊管理業を営む者をいいます。
- ・国土交通大臣に登録を受ける必要があります。

住宅宿泊仲介業者

- ・旅行者以外の者が報酬を得て、住宅宿泊仲介業を営む者をいいます。
- ・観光庁官に登録を受ける必要があります。